

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

【経営理念】

高い専門性を発揮し、率先励行を心掛けお客様の価値創造をご支援します
市場を開拓・創造する強い意志と誠実かつ公明正大な事業展開により、社会の進歩発展に貢献します

当社は、上記の経営理念のもと、経営の効率化、健全性、透明性を高め、長期的かつ継続的に株主価値を向上させる企業経営の推進がコーポレート・ガバナンスの基本であると考え、経営上の重要課題であると認識しております。
このため、経営環境の変化に迅速かつ適正に対応した意思決定体制、公正で透明性があり効率的な業務執行体制を構築し、当社のあらゆるステークホルダーとの関係を適切に保ちながら、法令順守のもと、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しておりますので、本欄に記載すべき事項はありません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	4,713,180	56.75
J P MORGAN CHASE BANK 385839	267,100	3.21
THE BANK OF NEW YORK 133652	244,700	2.94
豊山 慶輔	215,980	2.60
MORGAN STANLEY & CO. LLC	203,802	2.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	132,900	1.60
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	128,600	1.54
MSCO CUSTOMER SECURITIES	104,500	1.25
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	99,600	1.19
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS - MARGIN (CASHPB)	98,500	1.18

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

GMOインターネットグループ株式会社(上場:東京)(コード) 9449、GMOペイメントゲートウェイ株式会社(上場:東京)(コード) 3769

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース
決算期	9 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社グループの事業展開にあたっては、親会社等の指示や承認に基づいて行うのではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員、及び過半数を占める専任役員を中心とする経営陣の判断のもと、独自に意思決定して実行しております。

当社が親会社等と営業取引を行う場合、新規取引開始時及び既存取引の継続時において、少数株主の保護の観点から、第三者との取引条件との比較の上、取引条件等の内容の適正性を慎重に検討して実施しております。具体的には、第三者との取引条件と総合的に比較検討し、適正な条件であることを、親会社等から独立した立場の社外取締役も参加する取締役会にて確認した上で決議することとしております。

なお、支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為については、独立社外取締役で構成された特別委員会にて審議・検討を行ったうえで、取締役会に答申され、決定されます。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

当社グループの親会社であるGMOペイメントゲートウェイ株式会社(以下、GMO-PG)は、当社の発行済株式総数の56.75%(2023年9月30日現在)を保有する筆頭株主であり、オンラインショッピングによるクレジットカード等の決済代行業業、金融関連事業及び決済活性化事業を行っております。また、GMO-PGの親会社であるGMOインターネットグループ株式会社は、インターネットインフラ事業、インターネット広告・メディア事業、インターネット金融事業、暗号資産事業、インキュベーション事業を行っております。

当社グループの事業展開にあたっては、親会社等の指示や承認に基づいて行うのではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員、及び過半数を占める専任役員を中心とする経営陣の判断のもと、独自に意思決定して実行しております。

これにより当社の独立性は十分に確保されているものと考えておりますが、経営の監督機能強化のための社外取締役の選任の有効性や、上場している企業グループの利益相反を防ぐための新しい指針に関する議論を踏まえ、独立した社外取締役の比率を高めていく方針です。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
嶋村 那生	他の会社の出身者											
浅山 理恵	他の会社の出身者											
長澤 孝吉	他の会社の出身者											
小澤 哲	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
嶋村 那生	○	○	——	弁護士として幅広い知識と経験をもとに、法律の専門家として当社の経営に対する助言及び意見をいただくことを期待しており、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を的確かつ公正に遂行できる知識及び経験を有しているため、選任しております。また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、監査等委員である社外取締役として指定しました。
浅山 理恵	○	○	——	男女雇用機会均等法1期生として株式会社住友銀行初の女性総合職として入行。ダイバーシティの推進やお客様本位の実践に従事した幅広い知識と経験をもとに、当社の経営に対する助言及び意見をいただくことを期待しており、一般事業会社の取締役副社長として経営経験を有しているため選任しております。また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、監査等委員である社外取締役として指定しました。
長澤 孝吉	○	○	——	当社の属する事業分野及び業界に精通しており、当社の内部統制システムの強化と取締役の職務執行の監査を期待できることに加えて、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、監査等委員である社外取締役として指定しました。
小澤 哲	○	○	——	会社経営による豊富な経験、金融システム及びコーポレートガバナンスの知見を活かして、当社の内部統制システムの強化と取締役の職務執行の監査を期待できることに加えて、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、監査等委員である社外取締役として指定しました。

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	0	0	4	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新

なし

現在の体制を採用している理由 更新

監査等委員会は、監査等委員である社外取締役4名で構成されております。監査等委員会は、監査等委員会規則に基づき、各監査等委員が、取締役会その他重要な会議への出席や業務、財産状況等の調査を分担して行うとともに、内部監査室から必要な連携を受けることなどにより、取締役(監査等委員である者を除く。)の職務遂行の監督を行っております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

四半期毎に開催予定の会計監査人から監査等委員である取締役(監査等委員会)への報告会において会計監査人の監査結果を含め意見交換をするとともに、期中監査結果においても必要に応じて両者間の意見交換を実施する予定です。
また当社は、内部監査室を設置しており、会社の業務活動が適正・効率的に行われているかを監査し、監査等委員である取締役は、内部監査室から内部監査の内容について説明を受けるとともに、情報交換を図り、監査等委員会に同席するなど連携体制を構築してまいります。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明 更新

指名報酬委員会は、取締役等の指名及び報酬に関する任意の委員会で、取締役5名(うち、社外取締役3名)で構成されており、その委員長には社外取締役を選任しております。取締役会の諮問機関として客観的かつ公正な視点から、取締役等の選任方針、各候補者、役員報酬制度、報酬額等について審議し、必要に応じて取締役会への答申を行っております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

4名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格をすべて充たす者を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
-------------------------------	----------------------------

該当項目に関する補足説明

業績連動報酬制度として、業績連動型株式報酬制度(BBT(=Board Benefit Trust))を導入しております。
これは、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としたものです。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、親会社の従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	-----------------------------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上への志気、意欲を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の記載はしていません。
取締役5名(社外取締役を除く)の報酬等の総額(固定報酬・賞与・業績連動型株式報酬) 193,355千円(2023年9月期実績)

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無	あり
--------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系としており、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての役員賞与及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみを支払う方針としております。業績連動報酬等は、当社の事業内容に照らし本業業績を端的に示すという理由から各連結会計年度の連結営業利益を指標とし、その目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として支給しており、あらかじめその支給総額等は定めておりません。

取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長杉山憲太郎氏が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の額の報酬案であり、指名報酬委員会への諮問及びその答申を踏まえて決定しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業等の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているためであります。

【社外取締役のサポート体制】 更新

取締役会付議事項につきましては、コーポレートサポート本部より資料を事前に配布し、検討をする時間を十分に確保するとともに、必要に応じて担当部門が事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(取締役会)

取締役会は、取締役(監査等委員である者を除く。)5名及び監査等委員である取締役4名(うち、社外取締役4名)で構成されており、経営の基本方針や重要決裁事項並びに法令で定められた重要事項を審議、決定するための最高意思決定機関と位置づけております。取締役会は、原則として月1回開催し、重要な議案が生じた場合には適宜開催しております。なお、当社の取締役(監査等委員である者を除く。)は11名以内とする旨定款にて定めております。

(監査等委員会)

監査等委員会は、監査等委員である4名(うち、社外取締役4名)で構成され、原則として月1回開催し、その他必要に応じて開催しております。監査等委員は、取締役会等の重要な会議への出席、業務及び財務状況の調査等を通じて取締役(監査等委員である者を除く。)の職務遂行の監査を行っております。

(経営会議)

経営会議は、取締役会決裁基準に該当しない経営に関する重要事項について、審議・決裁する機関として設置し、機動的に経営判断を行える体制を構築しております。経営会議は、業務執行取締役で構成され、原則月2回開催するほか必要に応じて適宜開催しております。

(指名報酬委員会)

指名報酬委員会は、取締役の指名及び報酬に関する任意の委員会であり、取締役5名(うち、社外取締役3名)で構成され、その委員長には社外取締役を選任しております。指名報酬委員会は原則年4回開催し、取締役会の諮問機関として客観的かつ公正な視点から、取締役の選任方針、報酬額等について審議し、取締役会への答申を行っております。

(特別委員会)

特別委員会は、取締役会の諮問機関として、独立役員である社外取締役4名で構成される委員会であり、少数株主の利益保護を図り、取締役会のガバナンス強化を図るため、支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行っております。

(幹部会)

幹部会は、業務執行取締役及び執行役員を中心とした事業責任者で構成され、原則週1回開催して、各事業部門活動の状況・予定を共有し、経営者の指示のもと、経営活動のベクトルを合わせるとともに、スピーディーな事業経営と柔軟な組織対応を図っております。

(内部監査室)

内部監査については、内部監査室を設置し、代表取締役からの指示により必要な監査・調査を定期的 to 実施し、業務執行の妥当性・効率性やリスク管理体制の遵守・整備状況などを幅広く検証しております。その結果を代表取締役に報告し、その後の進捗管理を行うなどその機能の充実に日々努め、これを経営に反映させております。内部監査室には専任の室長を1名配置しているほか、内部監査規程に基づき、必要に応じて内部監査室以外の従業員を臨時に監査担当者に任命でき、支援可能な体制を構築しております。

(会計監査人)

会計監査人については、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、通常の会計監査に加え、重要な会計的課題について随時相談・検討を実施しております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の指定有限責任社員・業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。また継続監査年数が7年を超える者はありません。

(リスク管理委員会)

当社は、経営に対するリスクに総合的に対処・対応するためリスク管理委員会を設け、委員長は取締役社長が指名した者が就き、各部のリスク管理責任者、リスク管理者が委員として組織されております。リスク管理委員会は年4回開催するほか、必要に応じて都度開催しております。リスクマネジメント担当を中心に、情報漏えい、災害対応をはじめとする、当社経営をとりまくリスクに対応する予防策を検討し、必要な業務ルールの見直し、情報システムの整備、社員教育の徹底等の活動をしております。また、万が一緊急事態が発生した場合の報告システムを社内において広報し、徹底しております。

(コンプライアンス委員会)

当社は、法令等の遵守に基づく公正な経営により、経営理念と調和した経営効率化を達成し株主価値の一層の向上と企業の社会的責任を果たすため、コンプライアンス委員会を設けております。コンプライアンス委員会は原則年2回開催しており、当社サービスの利用者等の利益保護を重視した適正な事業運営、公正な取引の実施、コンプライアンス態勢の整備、内部統制システムの確立を図るとともに経営状況の適正な開示を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、会社の機関設計として監査等委員会設置会社制を採用しております。

また、会社の持続的な発展のために監督と業務執行の分離による経営監督機能の強化を図るべく、取締役会と経営会議を設置しております。取締役会と経営会議については、本報告書の「II.経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」をご参照ください。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の議案検討時間を十分に確保するため、出来るだけ早期の招集通知発送を実施しております。また当社ホームページに招集通知を掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	9月決算であるため12月の株主総会となっており、6月の総会集中日は回避されております。
電磁的方法による議決権の行使	2021年12月開催の第23期定時株主総会から、インターネットによる議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ上のIR情報において公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会の開催は、今後、検討して行く予定であります。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則、年4回、アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を開催しているほか、アナリスト・機関投資家との個別面談の実施と証券会社主催の機関投資家向けカンファレンスやグループミーティングに参加しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外機関投資家と定期的に個別面談を行っているほか、証券会社主催の海外機関投資家向けカンファレンスやグループミーティングに参加しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上に、決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、決算説明会資料等を適時掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	適時開示の責任者は取締役コーポレートサポート本部部長であり、適時開示及びIR業務の担当部署である経営企画部にて適時適切に実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	適時開示規程において、ステークホルダーに適時適切かつ公平な情報提供を行うことと定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社コーポレートサイトにて、当社グループのESGに関する取り組みを掲載していることに加えて、当社の取り組むべき重要課題(マテリアリティ)を特定しております。 ESGに関する取り組み https://gmo-fg.com/ir/news/2023/12/20231214171500.html マテリアリティ https://gmo-fg.com/ir/library/20231120_Materiality_Final.pdf

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社は株主、投資家、取引先をはじめとするすべてのステークホルダーに信頼を得られるよう、当社の会社情報を適時適切にわかりやすく提供するため、ホームページ、IRサイト、決算説明会等の充実を図ることにより積極的な情報提供を行う方針です。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社はコンプライアンス体制確立の為、コンプライアンス管理規程を定め、これらに従い、コンプライアンス経営を推進する。コンプライアンス委員会を設置し、グループ全体のコンプライアンスに関する意識の高揚を図り、当社の事業に適用される法令等を識別し、法的要求事項を遵守する基盤を整備するとともに、随時、教育や啓発を行う。コンプライアンス経営の確保を目的として、グループ全体を対象とした内部通報制度を設ける。当社及び子会社においてコンプライアンス経営の確保を脅かす重大な事象が発生した場合、コンプライアンス委員会で対処方法等を速やかに検討し実施する。財務報告に係る内部統制について、社内の責任体制等を明確にし、財務報告の信頼性を確保する。監査等委員は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。内部監査室は、内部統制の評価並びに業務の適正・有効性について監査する。反社会的勢力との一切の関係遮断、不当要求の拒絶のための体制を整備する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会における意思決定に係る情報、代表取締役の重要な決裁に係る情報については、法令・定款及び社内規程等に基づき、その保存媒体に応じた適切な状態で保存・管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

健全な経営基盤の確立と安定した収益を確保するため、リスク管理に関する基本的な考え方、行動指針等を定めた「リスク管理規程」をリスク管理の最上位の方針と位置付け、リスク管理規程に基づき、リスクの定義及び主管責任部門を定める。取締役社長が指名した委員長を中心としてリスク管理委員会がリスク管理方針を策定し、リスク管理規程に基づき、リスクマネジメント活動を円滑、適正に推進する。リスクが顕著化した場合またはリスクが顕著化する恐れがある場合、災害時等の緊急対応時マニュアルに基づき、緊急対策本部を設置し迅速に対応する。監査等委員及び内部監査部門は、統合リスクマネジメント態勢の実効性について監査する。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会の運営及び付議事項等を定めた「取締役会規則」を制定する。中期事業計画は取締役会を経て策定され、それらに沿った事業戦略及び諸施策を図る。また、社内の指揮・命令系統の明確化及び責任体制の確立を図るため、業務分掌及び職務権限に関する諸規程を制定する。

当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社と親会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するための監査体制を会計監査人とも連携して整備する。当社は、当社が定める関係会社規程に基づく子会社運営基準において、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求める。当社は、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程を策定し、同規程において子会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを統括的に管理する。当社及び子会社からなるグループ間の協調、連携及び情報共有並びに経営層による業務執行状況のモニタリングを目的として、毎月業務報告会を開催する。当社の監査等委員及び内部監査部門は、子会社の業務の適正性について調査する。

財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。当社の各部門及び子会社は、業務遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

監査等委員の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会が職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、当該使用人を置くものとする。配置にあたっての使用人の人数、人選等については、監査等委員の意見を十分考慮して検討する。

前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員の職務を補助すべき使用人は、もっぱら監査等委員の指揮・命令に従うものとする。監査等委員の職務を補助する使用人は、他部署を兼務しない。

監査等委員の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査等委員の職務を補助すべき使用人に関し、監査等委員の指揮命令に従う旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。

当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の当社の監査等委員への報告に関する体制

取締役及び執行役員は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査等委員に、必要の都度、遅滞なく報告する。取締役、執行役員及び使用人は、監査等委員が事業の報告を求めた場合、または監査等委員が当社グループの業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。取締役は、会社に著しい損害を及ぼした事実または及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、直ちに監査等委員に報告する。

監査等委員へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員への報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底する。

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用を支払うものとする。

その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員の監査機能の向上のため、監査等委員の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を考慮する。監査等委員は、取締役の職務執

行の監査及び監査体制の整備のため、必要に応じ代表取締役、会計監査人、内部監査室等とミーティングを行う。監査等委員は、会計監査人、内部監査室等と、情報・意見交換等を行い、緊密な連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方
 当社は、反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針を定め、役職員に周知徹底し、健全な事業運営に努めております。

- 反社会的勢力との取引排除に向けた基本方針
1. 社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断します。
 2. 反社会的勢力からの不当要求はこれを拒絶し、裏取引や資金提供を一切行いません。また、必要に応じて民事と刑事の両面より法的措置を講じます。
 3. 反社会的勢力への対応は、顧問弁護士、警察、全国暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と緊密に連携します。

反社会的勢力の排除に向けた具体的な取組み状況
 当社は、現在までに反社会的勢力との関係は一切ありません。万一、反社会的勢力からの接触の疑いのある事象が発生した際においても十分に対処できるよう、「反社会的勢力排除に関する規程」を制定しており、所管部署は人事総務部とし、人事総務部長をその責任者として運用しております。また実際に反社会的勢力と関わりのある相手先との取引を回避するために、当社サービスを申込みいただく際は、企業信用調査会社等の外部ツールを利用して全案件に対して確認を行っております。仮に取引開始後に相手方が反社会的勢力であることが判明した場合には、顧問弁護士、警察、全国暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と連携の上、適切に対応します。また、役職員に対して、コンプライアンス研修の一環として、反社会的勢力排除に関するセミナーを開催しております。

その他

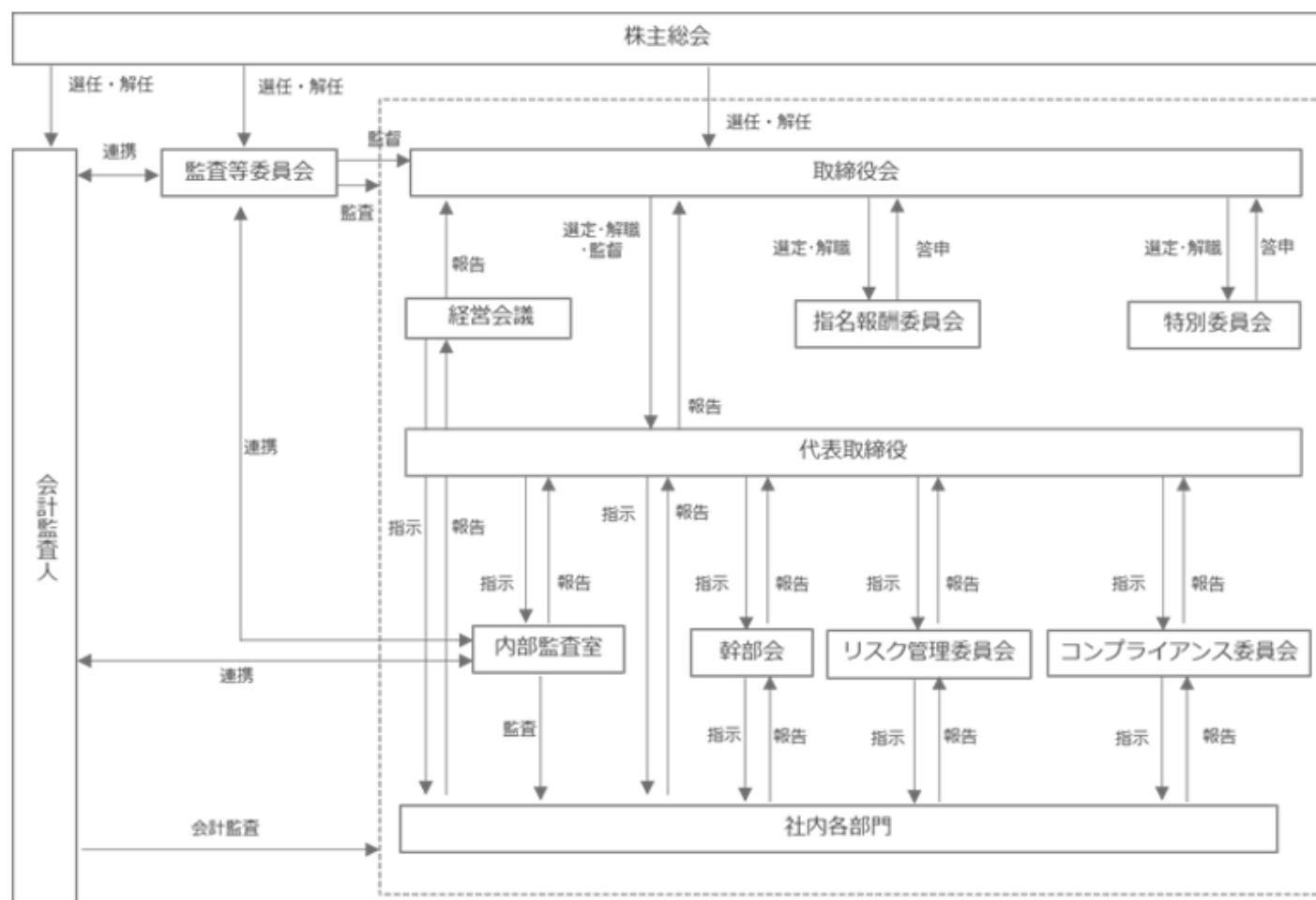
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

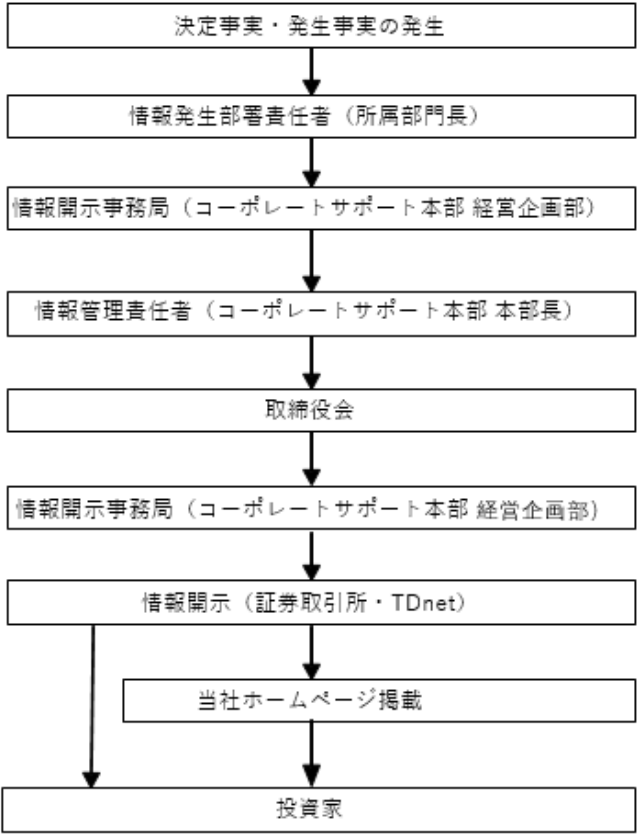
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

「コーポレートガバナンス体制」



「適時開示体制の概要」

「決定事実」「発生事実」



「決算情報」

